

登録研修機関業務規程

R8/4/1

事業所名	社会福祉法人なごや福祉施設協会		事業者番号	2310020
所在地	〒 466-0031 名古屋市昭和区紅梅町 3 丁目 3 番地 円昭ビル 3F			
連絡先・ 相談窓口	部署名	本部事務局	職氏名	三輪 国江
	電話番号	052-842-5531	FAX 番号	052-842-5532
	E-mail	kenshu-c@nagoyaka.or.jp		

1 研修について

研修事業名	介護職員等によるたんの吸引等研修事業	
研修の目的	平成 24 年度から施行の介護職員等によるたんの吸引等の制度化について、特別養護老人ホームにおいて、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員の養成を目的とする。	
実施期間	令和 8 年 7 月 8 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日	
実施場所	① 講義	なごや福祉施設協会本部事務局 4 階第一会議室
	② 演習	なごや福祉施設協会本部事務局 4 階第一会議室
	③ 実地研修	<ul style="list-style-type: none"> ・なごやかハウス横田 ・なごやかハウス出来町 ・なごやかハウス希望ヶ丘 ・なごやかハウス三条 ・なごやかハウス野跡 ・なごやかハウス丸池 ・特別養護老人ホーム高杉共愛の里 ・株式会社オリーブ サービス付き高齢者向け住宅 ・特別養護老人ホーム 共愛の里 ・特別養護老人ホーム 豊治共愛の里 ・介護老人保健施設 大同老人保健施設 ・なごやかハウス滝ノ水 ・なごやかハウス福原 ・なごやかハウス名西 ・なごやかハウス岳見 ・なごやかハウス名楽 ・なごやかハウス神宮寺
受講資格	県内の事業所で、介護業務に従事している職員	
受講定員	1クール16名	

2 研修のカリキュラムについて

(1) 研修課程

	第1号研修	喀痰吸引及び経管栄養のすべて（不特定多数の者対象）
○	第2号研修	喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（不特定多数の者対象）選択可
	第3号研修	各喀痰吸引等行為の個別研修（特定の者対象）

※実施する課程に○を記載してください。

(2) カリキュラム表（参考様式1-2）

(3) 研修講師一覧表（参考様式3）

3 受講申込みについて

受講料は、基本研修、実地研修、免除科目の状況によって異なります。（金額は税込み表示です）

受 講 料	① 講義	9,900 円(研修テキスト 2,420 円を含む)
	② 演習	63,250 円
	③実地研修	実地研修科目(行為) 口腔内吸引・鼻腔内吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (選択可) *実地研修に係る経費(交通費・食費等)は受講生負担 実地研修 1 行為につき 30,250 円(保険料含む)
	⑦本研修機関の実地 研修機関で実地研 修を行う場合	1 科目(行為)30,250 円×実地研修科目数 ○3 科目(行為)の場合:90,750 円
	⑧基本研修を本研修 機関で修了し、実 地研修機関として 承諾した就業先に 自身で手配を行う 方	○基本研修料（講義・演習）のみ 9,900 円+63,250 円=73,150 円

	<p>㉑基本研修を本研修機関外で修了し、本研修機関の現地研修先で行う方（当研修機関で手技確認の後、研修の受講決定を行います。）</p>	<p>○現地研修1科目（行為）につき 30,250円×現地研修科目（行為）数+<u>手技確認料</u>*10,340円（事務手数料）+10,340円×科目（行為）数</p> <p>*手技確認は、現地研修を受ける科目のみ実施</p>
	<p>㉒基本研修を本研修機関外で修了し、現地研修機関として承諾した就業先に自身で手配を行う方（当研修機関で手技確認の後、研修の受講決定を行います。）</p>	<p>○<u>手技確認料</u>*10,340円（事務手数料）+10,340円×科目（行為）数</p> <p>*手技確認は、現地研修を受ける科目のみ実施</p>
<p>受講科目の一部免除</p>	<p>免除の有無</p>	<p>有 ・ 無</p>
	<p>免除科目</p>	<p>ア 基本研修 イ 基本研修及び現地研修 ウ 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」 現地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」 エ 基本研修（講義）、基本研修（演習）、現地研修（上記研修において修了した行為に限る） オ 基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）、現地研修（上記研修において修了した行為に限る） カ 基本研修（講義）、基本研修（演習）、現地研修（上記研修において修了した行為に限る） キ 履修した科目</p>
	<p>対象者</p>	<p>ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（現地研修を除く）の科目を履修した者 イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（現地研修を含む）の科目を履修した者 ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者 エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者 オ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者 カ 平成24年度以降に登録研修機関において、たんの吸引等研修第2号研修（不特定多数の者対象）を修了した方 キ 平成24年度以降に登録研修機関において、交付された「一</p>

		部履修証明書」をお持ちの方
	申込方法	応募の際は、ア～イは、「研修修了証明書」「基本研修修了証明書」の写しを添えて申し込む。 ウ～カは、研修の「修了証明書」又は「認定特定行為業務従事者認定証」等の写しを添えて申し込む キは、「一部履修証明書」の写しを添えて申し込む。
研修の追加		第二号研修は、修了した実地研修ごとに研修終了の認定を受けることができることから、受講生が後に追加の実地研修を受講する際、基本研修や、演習、修了済みの実地研修を免除できる。
支払方法		上記受講料①+②+③の合計費用を、研修開始前に所定口座に振り込む。
解約・返金		・受講票発送後の、受講者都合によるキャンセル・返金には応じない。 ・受講途中に、当法人ならびに実地研修実施機関の判断で受講中止を決定した場合に限り、入金した金額から50%を返金する。(振込手数料は受講者負担とする)。
受講申込の手続きについて		・募集要綱に基づき、所定の申込書類を期限までに当センターへ郵送。受講料入金をもって、正式決定とする。
受講者決定の方法について		申込書類の内容に基づき、定員設定にかかわらず、研修受講の必要性を勘案したうえで、選考をおこなうものとする。

4 受講にあたっての注意事項等

遅刻・早退・欠席の取扱いについて	遅刻	原則不可。ただしやむを得ない事情によるものと判断された場合は、下記補講を課す。
	早退	原則不可。ただしやむを得ない事情によるものと判断された場合は、下記補講を課す。
	欠席	原則不可。ただしやむを得ない事情によるものと判断された場合は、下記補講を課す。
補講について	実施の有無	有 ・ 無
	補講の方法	「基本研修」 講義 別途補講を行う (要補講料) 「演習」 当法人主催研修での別グループの演習に参加 (要補講料) 「筆記試験追試験」 別日程を設定し、筆記試験を実施 (要追試験料) 「実地研修」 実地研修日を1日単位で追加 (要補講料) 「手技確認」 当法人主催研修での別グループの手技確認に参加 (要補講料) 当法人にて、別日での単独手技確認に参加 (要補講料)

	補講の費用 (金額は税 込み表示で す)	「基本研修」 講義 欠席時間数 (0.5 時間単位) ×1,100 円 演習 1 科目につき 10,340 円 筆記試験追試験料 1 回 5,500 円 「実地研修」 実地研修 追加 1 日につき 10,340 円 「手技確認」 手技確認 追加 1 日につき 10,340 円
評価方法・修 了認定の方法 について		「基本研修」 講義：講義終了後の筆記試験の実施により、総得点の 9 割以上得点者を合格と する。 演習：全てのケア等の種類ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、評価票 の全ての項目についての講師の評価結果が、「介護職員によるたんの吸引 及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」とな った場合に、演習の修了を認める。 「実地研修」 各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、評価票のすべて の項目についての指導看護師の評価結果が、「介護職員によるたんの吸引及び 経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合で あって、次に掲げる基準をいずれも満たす場合に修了を認定する。 一 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が 70%以上であること。 二 当該ケアにおいて最終 3 回のケアの実施において不成功が 1 回もないこと。
修了認定の方 法について		原則受講態度が良好で、上記すべてのカリキュラムを修了した者に修了証明書 を交付する。
受講の取消し について		次に該当する者は、受講の決定を取り消す場合があります。 ・遅刻・早退・欠席の甚だしい者 ・受講態度不良の者 ・実施研修機関が不適格とみなす者 ・その他、当法人が受講取り消しの必要性を認めるもの

5 その他

(1) 研修委員会の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・当法人内において研修の安全実施および修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、「喀痰吸引等研修実施委員会」(以下「委員会」という。)を整備し、必要に応じ開催する。 ・委員会の構成員は、医師、看護師(保健師、助産師及び看護師)の有資格者、なごや福祉施設協会本部事務局長(以下「事務局長」という。)及び本部研修担当責任者とする。 ・委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。 ・委員長の許可にもとづき、上記以外の出席を認めることがある。

(2) 安全管理のための体制
<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等研修実施要綱（H24.3.30 社援発 0330 第 43 号）に基づいて実施する。 ・実地研修での万一の事故に備え、受講者全員に損害賠償保険への加入を義務付けるものとする。 ・医師の書面による指示書等及び利用者本人（本人からの同意を得るのが難しい場合はその家族）へ必ず説明し、書面で同意を得ること。
(3) 業務に関して知り得た秘密の保持
<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業運営上知り得た受講者に係る秘密は厳守する。 ・研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密を他に漏洩しないよう、十分な事前及び事後指導を行うものとする。
(4) 研修の延期・中止及び苦情への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等不測の事態により研修が中断された場合は、予定修了期日までに補講日を設定し、補講をおこなう。 ・同上の理由にて延期の場合は、開講時期を明確にして早期に研修を再開する。 ・苦情等相談時の連絡先は、なごや福祉施設協会 施設指導担当主幹とする。 (TEL:052-842-5531 FAX:052-842-5532)
(5) 帳票及び書類の保存
<ul style="list-style-type: none"> ・全科目を受講し、修了した者の名簿及び基本研修の講義・演習、実地研修の各段階の修了状況について研修修了者名簿において管理する。名簿は業務廃止まで保管する。 ・登録研修機関として廃止する場合は、修了者管理名簿を県に引き継ぐものとする。